

国土交通省中国地方整備局「工事情報共有システム」利用契約約款

第1章 総則

[契約約款の適用]

第1条 この契約は、国土交通省中国地方整備局が提供する工事発注者と受注者の間で行う情報交換支援のためのネットワークシステムである「工事情報共有システム」の利用に関するものです。

[契約約款の変更及び追加]

第2条 当局は都合により本契約約款を変更することがあります。この場合は変更内容を当局が提供できる手段により会員に通知することとし、会員の承諾を得ることなく、この契約を変更することができることとします。

[協議]

第3条 この契約約款に記載されていない項目については、会員と当局との協議によって定められるものとします。

[用語の定義]

第4条 この契約約款においての用語の意義はそれぞれ以下の意味で使用しております。

(1) 工事情報共有システム用設備

工事情報共有システムに使用する電子計算等（電子計算機の本体、入出力装置およびその他の機器ならびにソフトウェアを含む）

(2) 会員

本契約約款を承認の上、当局が提供する工事情報共有システムの利用申し込み、当局と利用契約を締結した方を会員とします。

(3) 利用契約

工事情報共有システムの提供を受けるための契約

(4) 顧客設備等

会員が工事情報共有システムを利用するため、アクセス回線を経由して接続する端末設備、電子計算機および他の機器

(5) アクセス回線

電気通信回線をいい、電話回線、ISDN回線、専用回線等があります。

(6) アクセスポイント

会員が顧客設備等のアクセス回線を経由して接続するための接続ポイント

(7) 情報

文章、写真、イラスト、CG、ソフトウェアその他態様のいかんを問わず国土交通省中国地方整備局ネット上に掲載される全ての事象

第2章 利用契約の締結等

[利用申し込み]

第5条 工事情報共有システム利用の申し込みは、当局所定の申込書に必要事項を記入の上、当局に提供していただきます。

- ・ 工事情報共有システムを利用の申し込みをした会員は、貴社名を工事情報共有システムに登録することを承認したものとみなします。

[利用契約の成立]

第6条 利用契約は、前条の利用申し込みを当局が承諾したときに成立するものとします。

- ・ 利用契約が成立したときは、当局は会員が申込書によって届け出た名義を会員名として登録するとともに会員のユーザ ID（以下 ID といいます）とパスワードを発行し、会員に通知します。

[利用契約に基づく権利譲渡の禁止]

第7条 会員は、利用契約に基づいて工事情報共有システムを利用する権利を第三者に譲渡、貸与（名義貸しを含む）、担保提供等することはできません。

[IDおよびパスワードの管理責任]

第8条 会員は、ID およびパスワード管理の責任を負います。ID 及びパスワードを第三者に譲渡、貸与（名義貸しを含む）、担保提供等することはできません。

- ・ ID 及びパスワードの使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を当局は負いません。
- ・ ID 及びパスワードを失念した場合や盗まれた場合は、速やかに当局に届け出るものとします。

第3章 顧客側設備等

[顧客設備等の設置]

第9条 会員は、当局から工事情報共有システムを利用するに当たっては自らの費用で当局が定める技術的事項に従った顧客設備等をアクセス回線を経由して当局のアクセスポイントに接続するものとします。

- ・ 会員が接続する設備は、当局が掲示する技術的事項に適合する機器とします。

[会員の設備維持責任]

第10条 会員は、工事情報共有システム運用に支障を与えないために、設備等を正常に稼動するよう維持するものとします。

- ・ 会員は、当局が業務遂行上支障がないと認めた場合を除いて、会員の設備等に他の機械、付加物品等を取りつけないものとします。

第4章 保守

[提供の中断]

第11条 当局は、次の場合に工事情報共有システムの運用を中断させることができるものとします。

- (1) 国土交通省中国地方整備局ネットサービス用設備の保守、点検、または工事上やむを得ないとき
 - (2) 停電や天災の不可抗力の事態が発生したとき
- ・ 当局は、前項の規定により工事情報共有システムの運用を中断するときには、事前にその旨をシステム上で会員に連絡しますが、緊急やむを得ない場合はその限りではありません。

第5章 料金等

[利用料金等]

第12条 会員利用地点からアクセスポイントまでの電気通信回線の使用料金は、会員が直接第一種電気通信事業者に支払うものとします。

第6章 免責

[当局の免責事項]

第13条 当局は、工事情報共有システムの正常な運営に努めますが、運用の中断、停止などによって、会員に損害が生じたとしても当局は一切その責を負いません。

- ・ 当局は、会員が工事情報共有システムによって得る情報の正確性、完全性、有用性を保証致しません。
- ・ 工事情報共有システムの利用により、会員が他の会員または第三者に損害を与えた場合、当該会員の責任と費用に於いて解決していただき、当局は損害賠償その他一切の責を負いません。

第7章 利用契約の解約および利用停止

[利用停止]

第14条 当局は、工事契約工期が完了した日から1ヶ月をもって、工事情報共有システムの利用を停止するものとします。

[当局が行う利用契約の解除]

第15条 当局は、第16条の規定により工事情報共有システムの利用停止になった場合は、工事情報共有システムの利用契約を解除します。

第8章 禁止行為

[会員の禁止行為]

第16条 工事情報共有システムのご利用については、以下の各行為を禁止しています。

- (1) 他の会員又は第三者もしくは当局の著作権、特許権、商標権、意匠権、実用新案権等の知的財産権、並びに肖像権等的人格権の侵害
- (2) 他の会員又は第三者もしくは当局への誹謗、中傷
- (3) 他の会員又は第三者もしくは当局に不利益を与える行為
- (4) 公序良俗に違反するもの、もしくは違反する恐れのある行為
- (5) 法令に違反するもの、もしくは違反する恐れのある行為
- (6) 国土交通省中国地方整備局ネットの運営を妨害する行為

会員が前項の規定に違反したと認められるときは、当局は当該違反行為に係る情報を、あらかじめ警告の上、削除することができるものとします。

第9章 システム運用

[システム運用上の諸規約]

第17条 システム運用上支障をきたす恐れのあるものについては、利用をお断りするものとします。

- ・ 当局は、アクセス処理、メニュー構成、コマンド、文書、その他の提供するサービスを通告なしに変更することがあります。
- ・ 当局は、システム内に保管された会員の個別ファイルについての責任を負いません。システム内に保管されたデータのバックアップは、会員の責任とします。
- ・ 会員が本契約を解約した場合もしくは第22条で定める利用契約の解除を受けた場合、当局はファイルを削除します。

第10章 機密維持

[機密保持]

第18条 当局は、工事情報共有システムの利用に関連して知りえた会員の機密を、第三者に漏洩しないものとします。

第11章 雑則

[権利侵害の防止]

第19条 会員は、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないものとします。会員が、工事情報共有システムから得た情報を公開する場合は、著作権者及び当局への事前承諾が必要です。

付則

この契約約款は、平成12年12月1日より効力を発するものとします。